



山本社会保険労務士事務所だより

2025

1

トピックス

- 最新・行政の動き
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 身近な労働法の解説 — 違約金制度の禁止 —
- 今月の実務チェックポイント



最新・行政の動き

意見聴取は施行前に 柔軟な働き方実現措置 育介法Q & A

厚生労働省は、2025年4月と10月の2段階で施行する改正育児介護休業法に関するQ & Aをまとめました。3歳～小学校就学前の子を養育する労働者に対する柔軟な働き方を実現するための措置について、導入要件となる過半数労働組合などへの意見聴取は施行日である2025年10月1日よりも前に行う必要があるとしました。

改正法では同措置として、始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務制度などから2つ以上を選択して講じるよう事業主に義務付けました。選択時には、過半数組合または過半数代表者から意見を聴取しなければなりません。さらに、3歳未満の子を養育する労働者への個別周知および利用意向の確認も義務付けています。

Q & Aでは、施行日の2025年10月1日時点で措置を講じることができるよう、過半数組合などの意見聴取はあらかじめ行っておくべきとしています。

労働者への個別周知・意向確認については、施行日前に実施する義務はないと明記しました。ただし、施行前に行っておくのが望ましいとしました。

事業主が措置を用意していても、労働者の職種などから利用できないことがあらかじめ想定される場合は、措置義務を果たしたことにならないと指摘しています。

山本社会保険労務士事務所

〒300-3255 茨城県つくば市玉取 2373-1

電話 : 029-879-5176 FAX : 029-879-5386

<https://yamamotosr.jp/>

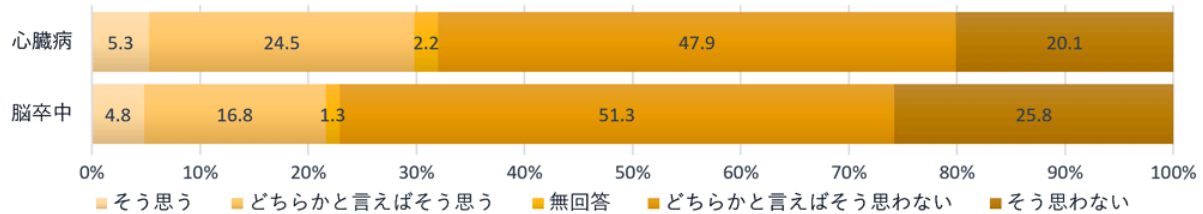


調査

脳卒中や心臓病等に関する世論調査（内閣府）

調査は全国の 18 歳以上を対象に実施し、1656 人の回答を得られました。

問 現代の日本の社会が、疾病発症後も働き続けられる環境だと思うか



現代の日本が、疾病発症後も働き続けられる環境だと思うかを尋ねています。心臓病では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」と回答した割合の合計が 68.0%でした。

働き続けることが困難な理由を複数回答で尋ねたところ、「身体に過度な負担がかからないような業務への配置転換が難しいから」が 61.2%で最も高くなっています。「治療・検査と仕事の両立が体力的に困難だから」が 60.2%で続きます。

発症後に手足の麻痺が残る場合がある脳卒中では、働き続けられる環境だと思わないと回答した割合の合計は 77.1%でした。理由では、「後遺症のために日常生活における動作などが変化したことに対する職場の環境が整っていないから」が最も高く、75.6%に上りました。

問 働き続けることを難しくさせている理由は何だと思うか

心臓病	脳卒中
身体に過度な負担がかからないような業務への配置転換が難しいから……………61.2%	後遺症のために日常生活における動作などが変化したことに対する職場の環境が整っていないから……………75.6%
治療・検査と仕事の両立が体力的に困難だから…60.2%	治療・検査と仕事の両立が体力的に困難だから…55.1%
治療・検査と仕事の両立が精神的に困難だから…52.7%	治療・検査と仕事の両立が精神的に困難だから…50.0%
体調が悪いときに職場が休むことを許してくれるかどうか分からないから……………34.8%	体調が悪いときに職場が休むことを許してくれるかどうか分からないから……………30.9%

実務に役立つ Q & A

0.5 人どう計算？ 障害者雇用率が引上げ

Q

障害者雇用率が令和 8 年 7 月から、2.7%に引き上げられます。今後、当社も対象になる可能性があります。対象となるのは、労働者数 37.5 人以上ということですが、0.5 人とはどういう意味でしょうか。

A

事業主に対しては、雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用する義務が課されています（障害者雇用促進法 43 条）。

常用労働者数に短時間労働者数を加えた人数に対し、障害者雇用率（令和 8 年 6 月 30 日までの間は、2.5%、障雇令附則 3 条）を乗じた数字が 1 人以上（端数切捨て）になるかどうかで判断されることとなります。算式の短時間労働者数については、0.5 を乗じます。いわゆる正社員 37 人にパートら 0.5 人を加え、令和 8 年 7 月以降 2.7%を乗じると、「1」を上回るため、雇用義務が発生します。

短時間労働者とは、週の所定労働時間がいわゆる正社員と比べて短いだけでなく、20 時間以上 30 時間未満であることが条件となっています（平 6・3・8 労告 12 号、「障害者雇用促進法の逐条解説」）。

身近な労働法の解説 ―違約金制度の禁止―

労基法 16 条では、違約金制度や損害賠償額予定の制度を禁止しています。今回は、違約金制度の禁止について解説します。



1. 賠償予定の禁止（16 条）

労基法 16 条では、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めています。

2. 違約金制度の禁止とは

「違約金」とは、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきものとあらかじめ定められた金銭であって、契約当事者間で契約に附随して定めるものです。労働契約の当事者（労働者と使用者）間において、労働契約期間の途中退職など、労働契約に基づく労働義務を労働者が履行しない場合に、債務者（労働者本人もしくは親権者または身元保証人）の義務として課せられるものです。

労働契約に附随して定める違約金制度とは、労働義務不履行があれば、それによる損害発生の有無にかかわらず、使用者は約定の違約金を取り立てることができる旨を定めたものです。

一般法である民法では、契約自由の原則に基づき違約金を定めることを認めていますが、労働関係においては労働者の足止め策に利用され、身分的拘束を伴うこととなりますので、これを民法の特別法として禁止しています。

3. 違約金を定める契約

禁止される違約金契約は、労働義務不履行による実損の有無にかかわらず一定の金銭を支払う旨を定めているものです。例としては、「3 年以内に退職した場合は、会社に対し 50 万円を支払うこと」、「無断欠勤した場合は罰金 3 万円」、「遅刻した場合は罰金 1 万円」などがあり、就業規則に定める減給処分（制裁）や労働不足分の控除（ノーワークノーペイ）とは別のものです。

違約金を定める契約の締結当事者としての使用者の相手方は、労働者に限定されていません。契約の相手方が労働者自身の場合はもちろん、労働者の親権者または身元保証人が、労働者の行為について違約金の支払い義務を負担する場合の契約も含まれます。さらに、労働者が負担義務を負った違約金の支払いについて保証する保証人または連帯債務者の保証契約も含まれるものと解されています。

4. 本条違反

本条に違反して、使用者が労働契約の不履行について違約金を定める契約をした場合には、使用者は、6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます（労基法 119 条 1 号）。本条違反は、違約金を定める契約をしたときに違反が成立します。違約金の取り立てや現実に徴収したときに違反が成立するものではありません。

また、本条違反の違約金を定める契約は無効となります。労働者以外の親権者または身元保証人が身元保証契約において本条違反の契約を定めた場合も、無効となると解されています。このような契約があったとしても、使用者は違約金を請求することはできません。



今月の実務チェックポイント

2025 年 5 月 26 日施行 戸籍に振り仮名表記

令和 5 年 6 月 2 日、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」といいます）が成立し、同月 9 日に公布されました。

従前、戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えて、新たにその振り仮名が追加されることになりました。

改正法は、令和 7 年 5 月 26 日に施行されます。

【手続きの流れ】

住民票において市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報等を参考に、本籍地の市区町村長から、氏名の振り仮名に関する情報が改正法の施行日（令和 7 年 5 月 26 日）以降通知されます。誤った振り仮名が記載されていた場合は、次の届出が必要です。

改正法の施行日後 1 年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。正しい場合は届出をしなくても、通知に記載の振り仮名が戸籍に登録されます。

氏（姓）が誤っている場合	原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります（筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出）。
名が誤っている場合	既に戸籍に記載されている者がそれぞれ届出人となります。
届出方法	マイナポータルから届出または市区町村の窓口や郵送

届出がなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更をすることができます（上記の届出を行った後に氏名の振り仮名を変更する場合は家庭裁判所の許可が必要となります）。

通知に記載の氏名の振り仮名が誤っていて変更した場合、年金受給者および就労している方については、年金の受取り・給与振込みの関係で振込不能になってしまう可能性もあり、金融機関へ届けが必要になります。

その他クレジットカード会社、公共料金等の引き落としなども想定されます。

変更のタイミングなども確認しスムーズに手続きがされるよう、事前にアナウンスをしておくとも良いかもしれません。

なお、この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される者については、この手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてその振り仮名を届け出ることとなります。

